

総括副部長会議(令和5年4月17日)で出た意見に対する対応

意見等	対応
<p>スケジュールを見ると、計画改定に合わせて条例改正もされるようだが、条例の改正はどのような内容か。</p>	<p>景観条例では景観法に基づく届出制度にかかる行為の規制等を規定しており、基準等を見直す場合は条例も併せて改正します。</p>
<p>条例改正のタイミングは、景観計画改定に合わせて2月議会になるのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。2月議会へ上程するスケジュールに修正しました。</p>
<p>大津市は市民ワークショップや事業者アンケートを実施しているが、草津市は市民アンケートだけなのか。</p>	<p>大津市の事業者アンケートはスケジュールの見直しにより実施を見送るとのことであり、資料中から文言を削除しました。また、市民ワークショップについては、新たに重点地区として指定する地域で開催される予定とのことであり、草津市では既に重点地区を指定しており、今回の計画改定に併せた新たな重点地区の指定も予定していないため、市民ワークショップの実施は予定しておりません。</p>
<p>別添スケジュール資料には記載があるが、策定方針資料(参考様式1)のスケジュールには記載されていない項目があり、合っていない。</p>	<p>策定方針資料を修正しました。</p>